

様式第1号（第9条関係）

令和 年 月 日

袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業助成金交付申請書

袖ヶ浦市長 様

袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業実施要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

申請者	氏名		世帯区分	<input type="checkbox"/> 高齢者世帯 <input type="checkbox"/> 子等世帯	
	住所				
	生年月日	(歳)	年 月 日	電話番号	

助成区分	<input type="checkbox"/> 住宅の新築等に対する助成		<input type="checkbox"/> 転居等に対する助成
	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 近居	
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入	
助成対象費用	建築工事費用 _____ 円		転居費用 _____ 円
	住宅購入費用 _____ 円		
交付申請額	_____ 円		_____ 円

(裏面)

添付書類

- (1) 袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業調査書 (様式第2号)
- (2) 誓約書 (様式第3号)
- (3) 同意書 (様式第4号)
- (4) 助成対象世帯員全員の住民税及び固定資産税納税証明書
- (5) 助成対象世帯員全員の住民票の写し
- (6) 助成対象世帯員全員の助成の申請をする日前3年間の住所地が確認できる書類
- (7) 助成対象世帯員全員の続柄関係が確認できる書類
- (8) 建物の登記事項証明書の写し
- (9) 建築基準法に基づく検査済証の写し (第4条第1号の助成を受ける場合)
- (10) 同居等をする事となった住宅の案内図、建物配置図及び建物平面図
- (11) 同居等をするための住宅の新築、購入、増築及び改築に要する費用が確認できる書類 (契約書又は領収書の写し。第4条第1号の助成を受ける場合)
- (12) 同居をするための家財の運搬に要した費用の支払いが確認できる書類 (領収書の写し。第4条第2号の助成を受ける場合)
- (13) その他市長が必要と認める書類

袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業調査書

		高齢者の世帯			子等の世帯			
世帯の状況	高齢者	氏名			子等	氏名		
		住所				住所		
		生年月日	年	月		日	生年月日	年
		(歳)			(歳)			
	世帯員	氏名	生年月日	続柄		世帯員	氏名	生年月日
住民票異動の状況	<input type="checkbox"/> 異動なし（1年以内）			<input type="checkbox"/> 異動なし（1年以内）				
	<input type="checkbox"/> 異動あり			<input type="checkbox"/> 異動あり				
	異動前の住所			異動前の住所				
	異動年月日			異動年月日				
	年 月 日			年 月 日				
近居する子等の有無 ※子等が転居等をする場合のみ		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			氏名			
					住所			
高齢者専用居室の有無 ※同居の場合のみ		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			場所			
住宅の所有者								
対象外費用の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	他制度適用	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		制度名			
						助成額		
		居住に要する部分以外の有無			<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			

誓約書

袖ヶ浦市長 様

申請者 住所
氏名
生年月日

私は、私及び助成対象世帯員が、袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業実施要綱の規定に基づき、5年以上同居又は近居し、かつ、相互に協力して必要な支援を行うことを誓約します。

また、交付決定日から5年を経過する前に、正当な理由なく同居又は近居をやめたとき、若しくは申請の内容に虚偽があったときなど、袖ヶ浦市世代間支え合い家族支援事業実施要綱第12条第1項各号のいずれかに該当したときは、交付決定が取り消される場合があること、及び市長が定める範囲で助成金を返還しなければならない場合があることについて、承諾します。

